



ニュース

2019年9月

内容

I. インボイス

- 支店が税務局に電子インボイス発行通知の提出に関する 2019年9月10日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター70834/CT-TTHT号
- 電子インボイスの署名に関する 2019年8月20日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8829/CT-TTHT号
- 輸送サービスに対する電子インボイス添付リストに関する 2019年9月20日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8908/CT-TTHT号

II. 付加価値税

- 外国契約者がプロジェクトオフィス設立前の前受金に掛かる付加価値税に関する 2019年9月10日付総税務局発行オフィシャルレター3577/TCT-CS号
- 海外への設備貸しサービスの付加価値税に関する 2019年9月18日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター72943/CT-TTHT号

III. 法人所得税

- 慈善活動費の損金算入に関する 2019年8月20日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8898/CT-TTHT号

IV. その他

- 輸出加工企業における従業員用の制服に対する税務政策に関する 2019年8月14日付総税関局発行オフィシャルレター7443/TXNK-CST号



I. インボイス

支店が税務局に電子インボイス発行通知の提出に関する **2019年9月10日付** ハノイ税務局発行オフィシャルレター**70834/CT-TTHT**号

通達 39/2014/TT-BTC 第9条第4項によると、支店が本社と同じインボイスフォームを使用して付加価値税を別に申告する場合、税務局にインボイス発行通知を提出する必要がある。一方、本社においてまとめて付加価値税を申告する場合は提出する必要がある。

支店が電子インボイス発行通知を作成する場合、過去に発行されたインボイス記号を使用できない（通達 39/2014/TT-BTC 号第5条第3項）。

また、発行通知済みインボイスのフォームサイズなどが変更になる場合、支店はインボイスフォーム番号を変更しなければならない。

支店が本社と同じ電子インボイスフォームに変更したい場合、通達 32/2011/TT-BTC 号第11条第3項及び通達 39/2014/TT-B 号第29条における規定により残りのインボイスを使用停止とし、失効させなければならない。

電子インボイスの署名に関する **2019年8月20日付**ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター **8829/CT-TTHT**号

通達 32/2011/TT-BTC 号第6条によると、電子インボイスには署名する必要がある。

原則として、企業は電子インボイスの作成時点において必須情報（署名を含む）を記入しなければならない。

そのため、電子インボイスに二つの項目（作成日及び署名日）がある場合でも、原則上インボイスを作成する時点で売り手の署名がなければならない。つまり、署名日は作成日と同様である。

輸送サービスに対する電子インボイス添付リストに関する **2019年9月20日** 付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター**8908/CT-TTHT**号

本オフィシャルレターによると、企業が商品運送サービスを提供する場合、電子インボイスを作成する際にインボイスの内容は「運送サービス」と記入し、輸送量に関する詳細リストを添付しなければならない。

II. 付加価値税

外国契約者がプロジェクトオフィス設立前の前受金に掛かる付加価値税に関する **2019年9月10日付**総税務局発行オフィシャルレター**3577/TCT-CS**号



本オフィシャルレターによると、外国契約者がプロジェクトオフィス設立前に前払金を受け取り、それに掛かる外国契約者税を申告納付した場合、当該 FCT の VAT 部分は、プロジェクトオフィスを設立し、税務登録証明書の発行を受けた後の仮払 VAT と相殺できない。

また、税務登録証明書発行前に発生したその他費用に対しても、仕入 VAT は控除できない。

海外への設備賃貸サービスの付加価値税に関する 2019 年 9 月 18 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター72943/CT-TTHT 号

通達 219/2013/TT-BTC 号第 9 条によると、外国企業と契約を締結し、外国においてサービスを提供する場合、輸出サービスとみなされ VAT 税率 0%を適用される。

そのため、外国へ設備を輸出する場合、当事者が外国企業と直接に契約書を締結すれば税率 0%を適用されるが、国内企業 2 社間で外国へ設備を輸出する契約を締結する場合、付加価値税 0%を適用されない。

III. 法人所得税

慈善活動費の損金算入に関する 2019 年 8 月 20 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8898/CT-TTHT 号

通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条第 2.32 項によると、慈善費用は教育、医療、社会構築、科学研究支援、困難な地域の支援などの目的で損金算入を認められる。

一方、上記の目的以外の慈善費用は、損金算入を認められず法人税課税対象になる。

IV. その他

輸出加工企業における従業員の制服に対する税務政策に関する 2019 年 8 月 14 日付総税関局発行オフィシャルレター7443/TXNK-CST 号

輸出入法 107/2016/QH13 号第 2 条 4.c 点によると、外国から非関税地域に商品を輸入する場合、非関税地域において使用すれば輸入税の課税対象外になる。

但し税関総局によると、輸出加工企業は従業員に制服を輸入し、従業員が当該制服を常に使用すれば一般的な流通とみなされ、輸出加工企業のみにおいて使用するとみなされない為、輸入税の課税対象になる。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>